振替社債等資金同時受渡関係事務についての日本銀行

金融ネットワークシステムの利用に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、振替社債等資金同時受渡関係事務（日本銀行が通貨および金融の調節として行う短期社債等、社債および不動産投資法人債の売戻条件を付さない買入関係事務を含む。）についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関する基本的な事項を定める。

（資金受入・払込先の通知等）

第２条　株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）は、日本銀行と当座勘定取引を行っている金融機関等の営業所等（日本銀行にあっては、日本銀行業務局）であって、当座勘定取引についての日銀ネットの利用を行っている営業所等（日本銀行にあっては、日本銀行業務局）のうちから、資金受入・払込先（機構が、第４条第４項第２号または第３号に規定する先として、日本銀行に通知することができる先をいう。以下同じ。）としようとする先を日本銀行に書面により通知するものとする（ただし、資金受入・払込先が日本銀行業務局である場合には、通知を要しない。）。この場合、日本銀行は、当該先からの願出を受け、当該先を資金受入・払込先として承認するかを決定する。

２．機構は、前項の規定に基づき日本銀行によって承認された先の取扱いを変更しようとする場合も同様に日本銀行に書面により通知するものとする。

（利用のための届出）

第３条　機構は、次の各号に掲げる事項を日本銀行に書面により届出るものとする。

（１）商号

（２）所在地

（３）代表者の氏名

（４）代理人により振替社債等資金同時受渡関係事務についての諸届出等を行う場合にはその氏名

（５）振替社債等資金同時受渡関係事務についての諸届出等に使用する印鑑または署名鑑

２．機構は、前項各号に掲げる事項に変更があった場合には、日本銀行に書面によりその旨届出るものとする。

３．前２項の規定により現に届出られている事項が事実と異なるために、日本銀行からの書類等が延着し、または到達しなかった場合には、当該書類等は通常到達すべき時に到達したものとみなす。

（入金依頼）

第４条　機構は、第４項第３号に規定する資金払込先が第５条または第５条の２の規定により別に指定する当座勘定（当座勘定（同時決済口）以外の当座勘定をいう。資金受入・払込先が日本銀行業務局である場合には、振替社債等資金同時受渡にかかる日本銀行業務局の口座を入金または引落を行う当座勘定とみなす。以下同じ。）または当座勘定（同時決済口）への入金を依頼すること（以下「入金依頼」という。）ができる。

２．日本銀行は、入金依頼が行われた場合には、機構に対してのみ入金の義務を負う。

３．入金依頼は、日銀ネットを利用して、日本銀行が別に定める時刻までに行うものとする。

４．入金依頼においては、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

（１）入金を依頼する金額（以下「資金受渡金額」という。）

（２）資金受渡金額にかかる当座勘定への入金が行われる先（以下「資金受入先」という。）の名称

（３）資金受渡金額にかかる当座勘定からの引落が行われる先（以下「資金払込先」という。）の名称

（４）入金依頼を特定するための番号

（５）その他日本銀行が定める事項

５．入金依頼にかかる入金の口座種類（当座勘定または当座勘定（同時決済口）の別をいう。以下同じ。）は、第５条第１項に規定する払込依頼または第５条の２第１項に規定する払込依頼（同時決済口）において、資金払込先が指定した口座種類と同じ口座種類とする。

６．日本銀行は、入金依頼が行われた場合には、日本銀行が別に定めるところにより、当該入金依頼において通知された資金受入先および資金払込先に対し、それぞれの当座勘定または当座勘定（同時決済口）の入金または引落に関する事項を日銀ネットにより通知する。

７．機構は、入金依頼を取消すことができない。

８．日本銀行が別に定める時刻において、第５条第１項に規定する払込依頼、第５条の２第１項に規定する払込依頼（同時決済口）または第６条第１項に規定する払込依頼等の不実行が行われていない入金依頼は、取消されたものとみなす。

（当座勘定を指定した払込依頼）

第５条　資金払込先は、自己を資金払込先とする入金依頼が日本銀行に通知された場合には、口座種類として当座勘定を指定して、自己の当座勘定から機構が当該入金依頼において日本銀行に通知した資金受渡金額を引落し、引落された資金を日本銀行に払込むことを依頼する（資金払込先が日本銀行業務局である場合には、日本銀行は、振替社債等資金同時受渡にかかる日本銀行業務局の口座の引落の決定を行う。）こと（以下「払込依頼」という。）ができる。

２．払込依頼は、日銀ネットを利用して、日本銀行が別に定める時刻までに行うものとする。

３．資金払込先は、払込依頼を取消すことができない。

（当座勘定（同時決済口）を指定した払込依頼）

第５条の２　資金払込先は、自己を資金払込先とする入金依頼が日本銀行に通知された場合には、口座種類として当座勘定(同時決済口)を指定して、自己の当座勘定（同時決済口）から機構が当該入金依頼において日本銀行に通知した資金受渡金額を引落し、引落された資金を日本銀行に払込むことを依頼すること（以下「払込依頼（同時決済口）」という。）ができる。

２．資金払込先は、払込依頼（同時決済口）を行う場合には、優先度として、優先または通常のいずれかを指定するものとする。

３．払込依頼（同時決済口）は、日銀ネットを利用して、日本銀行が別に定める時刻までに行うものとする。

（払込依頼等の不実行）

第６条　資金払込先は、自己を資金払込先とする入金依頼が日本銀行に通知された場合には、日本銀行に払込依頼および払込依頼（同時決済口）を行わないこと（以下「払込依頼等の不実行」という。）を通知することができる。

２．払込依頼等の不実行は、日銀ネットを利用して、日本銀行が別に定める時刻までに行うものとする。

３．資金払込先は、払込依頼等の不実行を取消すことができない。

４．払込依頼等の不実行が行われた場合には、当該払込依頼等の不実行により特定される入金依頼は取消されたものとみなす。

（当座勘定または当座勘定（同時決済口）の入金および引落を行わない場合）

第７条　日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、入金依頼に基づく資金受入先の当座勘定または当座勘定（同時決済口）への資金受渡金額の入金および当該入金依頼において通知された資金払込先の当座勘定または当座勘定（同時決済口）からの当該入金依頼において通知された資金受渡金額の引落を行わない。

（１）第４条第８項の規定により当該入金依頼が取消されたものとみなされる場合。

（２）当該資金払込先が、日本銀行が別に定める時刻までに払込依頼を行わない場合。

（３）当該資金払込先が、日本銀行が別に定める時刻までに払込依頼（同時決済口）を行わない場合（当該資金払込先が当座勘定（同時決済口）に関する規則（以下「同時決済口規則」という。）第９条第６項の規定により払込依頼（同時決済口）の取消を行った場合を含む。）。

（４）当該資金払込先が払込依頼等の不実行を行った場合。

（５）当該資金払込先が払込依頼を行い、当該入金依頼において通知された資金受渡金額が当該資金払込先の当座勘定の引落資金の額を超える場合。

（６）当該資金払込先が払込依頼（同時決済口）を行い、同時決済口規則第１１条第１項の規定により当該払込依頼（同時決済口）が待ち行列に待機した場合。

（７）同時決済口規則第１４条の規定により払込依頼（同時決済口）が取消されたものとみなされた場合。

（事務処理の通知）

第８条　日本銀行は、資金受入・払込先の当座勘定または当座勘定（同時決済口）の入金または引落を行った場合その他の場合において、日本銀行が別に定めるときは、当該資金受入・払込先および機構に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

２．資金受入・払込先は、前項の規定による通知の内容について異議のある場合には、直ちに日本銀行にその旨を通知するものとする。

（照会）

第９条　資金受入・払込先は、その振替社債等資金同時受渡関係事務に関する事項で日本銀行が別に定めるものについては、日銀ネットを利用して照会することができる。

（日銀ネット利用手数料の支払義務）

第１０条　機構および資金受入・払込者（資金受入・払込先がその営業所等である金融機関等をいう。以下同じ。）は、振替社債等資金同時受渡関係事務についての日銀ネットの利用に関して日本銀行が別に定める手数料を、日本銀行が別に定める方法により支払うものとする。

（免責）

第１１条　日本銀行が相当の注意をもってその受付けた書類の印影または署名を第３条の規定により機構が届出た印鑑または署名鑑と相違ないものとして認めた場合には、当該機構が当該書類により届出または願出を行ったものとみなす。

２．前項の場合において、日本銀行は当該書類について偽造、変造その他の事故があったために生じた損害については、責任を負わない。

３．日本銀行は、機構または資金受入・払込者がこの規則または次条の規定により日本銀行が指示した事項もしくは第１３条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したために生じた損害については、責任を負わない。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第１２条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または機構および資金受入・払込者にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第１３条　日本銀行は、振替社債等資金同時受渡関係事務についての日銀ネットの適切な運営を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（解約等）

第１４条　日本銀行、機構または資金受入・払込者は、２か月の予告期間をもって、振替社債等資金同時受渡関係事務についての日銀ネットの利用に関する約定を解約することができる。当該解約のための意思表示は、書面により行うものとする。

２．日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに機構もしくは当該資金受入・払込者との振替社債等資金同時受渡関係事務についての日銀ネットの利用に関する約定の全部もしくは一部を解約し、または機構もしくは当該資金受入・払込者による振替社債等資金同時受渡関係事務についての日銀ネットの利用の全部もしくは一部を一定期間制限することができる。

（１）機構または資金受入・払込者がこの規則に違反した場合。

（２）機構または資金受入・払込者が第１２条の規定により日本銀行が指示した事項に違反した場合。

（３）機構または資金受入・払込者が前条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合。

（４）機構または資金受入・払込者が日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則（以下「利用基本規則」という。）に違反した場合。

（５）機構または資金受入・払込者が利用基本規則第１０条の規定により日本銀行が指示した事項に違反した場合。

（６）機構または資金受入・払込者が利用基本規則第１１条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合。

（７）資金受入・払込者が当座勘定規定第１９条第２項各号または同時決済口規則第２４条第２項各号に掲げるいずれかに該当する場合。

（８）その他振替社債等資金同時受渡関係事務の円滑な運営を阻害するおそれがあると日本銀行が認めた場合。

３．日本銀行は、第１項の規定により日本銀行または資金受入・払込者が振替社債等資金同時受渡関係事務についての日銀ネットの利用に関する約定を解約する場合、前項の規定により日本銀行が資金受入・払込者との振替社債等資金同時受渡関係事務についての日銀ネットの利用に関する約定の全部または一部を解約する場合および前項の規定により日本銀行が資金受入・払込者による振替社債等資金同時受渡関係事務についての日銀ネットの利用の全部または一部を一定期間制限する場合には、機構に遅滞なくその旨を通知する。

（規則の改正）

第１５条　日本銀行は、振替社債等資金同時受渡関係事務についての日銀ネットの適切な運営を確保するため、必要がある場合には、この規則を改正することができる。